

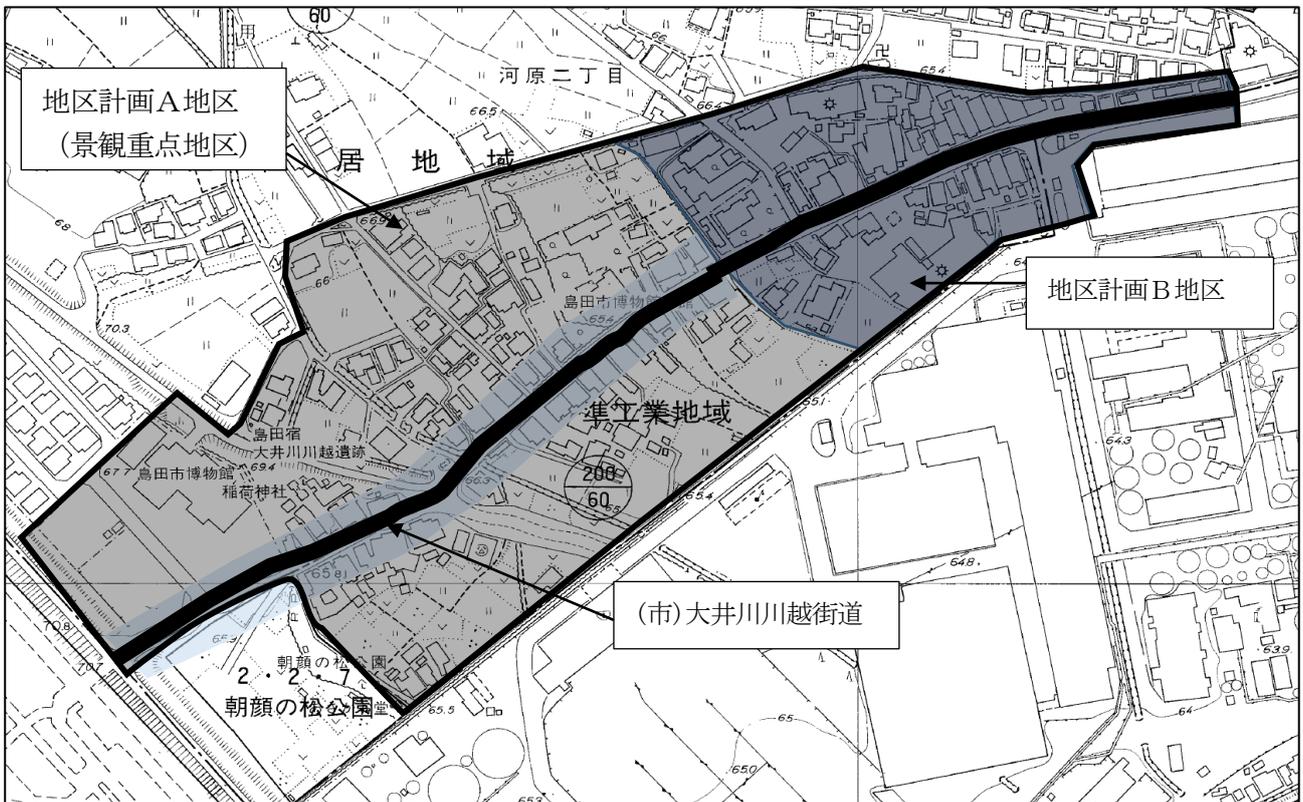
令和3年11月22日 都市政策課

## 川越し街道周辺地区計画について

## 1 川越し街道周辺地区計画の目的

川越し街道周辺地区は、(市)大井川川越し街道付近に位置し、川越し街道沿線は、江戸時代、東海道最大の難所と知られた大井川の川越しを今に伝える、歴史的遺産である島田宿大井川川越し遺跡が集積する地区である。地区内の歴史的建築物については、「島田宿大井川川越し遺跡整備基本計画」に基づき、今後、保存整備事業が予定されていることから、本地区に地区計画を決定し、建築物の用途、高さなどに制限を定め、島田宿川越し遺跡と居住建築物との調和を図り、良好な都市空間の形成と保全を目指す。

## 2 計画区域 (約 8.2ha)



## 3 区域の説明

## 【A地区 (約 6.1 ha) \* 景観重点地区と同じ区域】

歴史的資源の保存・活用とともに良好な居住環境を形成する地区

## 【B地区 (約 2.1 ha)】

周辺の歴史的建築物との調和を図り、良好な居住環境を形成する地区

#### 4 地区計画・景観重点地区の規制内容

項目	内容	地区計画		景観重点地区 (A地区)
		A地区	B地区	
建築物等の用途の制限 (建築できる建築物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅、住宅兼用店舗、共同住宅等</li> <li>・学校、博物館、神社等</li> <li>・福祉施設、公衆浴場、診療所等</li> <li>・店舗、ホテル・旅館などで床面積 500 m<sup>2</sup>以下のもの</li> </ul>	○	○	
壁面の位置の制限	建築物の壁面は川越遺跡の歴史的建築物の壁面に揃える	○		○
建築物等の高さの最高 限度	A地区 10m以下 B地区 12m以下	○	○	
建築物の形態又は色彩 その他意匠の制限	外 壁：形態、色彩、材料 屋 根：形態、色彩、方向、勾配 材料 軒      ：形態、色彩、方向、勾配 材料、長さ 窓      等：色彩、格子・障子の設置 付帯設備：目隠し等の設置			○
門・塀の構造	木製を基本とし、川越遺跡の歴史的建築物の壁面に揃える	○		○
看板等屋外広告物の 制限	島田市景観計画及び静岡県屋外広告物条例の定めによる	○	○	○